政令

道路法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年一月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第二項本文（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第十九条関係）

占用物件		単位	占用料 所在地 第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	一、六〇〇	六六〇	四四〇	三五〇	三〇〇
	第二種電柱		二、四〇〇	一、〇〇〇	六六〇	五四〇	四七〇
	第三種電柱		三、三〇〇	一、四〇〇	九二〇	七三〇	六三〇
	第一種電話柱		一、四〇〇	五九〇	四〇〇	三一〇	二七〇
	第二種電話柱		二、三〇〇	九五〇	六三〇	五〇〇	四三〇
	第三種電話柱		二、一〇〇	一、三〇〇	八七〇	六九〇	六〇〇
	その他の柱類		一四〇	五九	四〇	三三	二七
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一四	六	四	三	三
	地下に設ける電線その他の線類		八	四	二	二	二
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	一、四〇〇	五八〇	三九〇	三一〇	二七〇
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	八五〇	三五〇	二四〇	一九〇	一六〇

| | | |